

第33回山形地方裁判所委員会議事概要

第1 日時

令和元年9月6日（金）午後1時30分から午後3時30分まで

第2 場所

山形地方裁判所第1会議室

第3 出席者

（委員） 五十嵐幸弘，石澤義久，石塚久子，須賀まり子，築達秀尚，
中山正弘，西岡正樹，馬場 崇，深沢茂之（委員長），
水上嘉寛，渡辺正人（敬称略，五十音順）

（列席職員） 島田裁判官，後藤民事首席書記官，佐藤庶務課長，
中脇事務局長，熊谷事務局次長

（庶務） 高山総務課長，板垣総務課課長補佐，小野総務課庶務係長

第4 議事

1 新任委員挨拶（五十嵐委員，石澤委員，中山委員，深沢委員，水上委員，
渡辺委員）

2 委員長の選出（深沢委員）

3 議題「民事調停について」

(1) 議題に関する基本説明

(2) 模擬調停

(3) 意見交換，質疑応答

別紙のとおり

4 次回の予定等

(1) 開催日時

令和2年1月29日（水）午後1時30分

(2) テーマ

未定（委員長に一任）

(別紙)

<主な意見>

(◎委員長，○委員，■説明者(列席職員))

◎ 民事調停の利用がより促進されるためにはどのような広報活動等の方策が考えられるか，御意見をいただきたい。

まず，民事調停による解決になじむ紛争としてどのようなものが考えられるか。

○ 弁護士として相談を受けた場合，裁判をするには適さないと思われる事案や感情のもつれが問題となっている事案などについて民事調停を勧めることが多い。民事調停の代理人として担当した事案の中にも，感情的な対立が大きかったが，調停を利用したことで早期に解決できたものがあった。

一方で，双方の考え方の隔たりが大きく，調停では解決できなかった事案もある。

■ 民事調停の利用件数が減少している理由として，各種アンケートの結果や市町村の相談窓口の担当者から伺った内容を総合すると，民事調停の制度自体を知らないということや市町村の相談窓口の担当者の知識も十分でないということが挙げられる。

潜在的に民事の紛争がないわけではないが，どのように解決すればよいのかが分からないという人もいるようである。いざ解決しようと考えたときに，例えば，警察署，市町村，消費者センター，弁護士会などの相談窓口へ行く人もいるが，一方でなかなか相談窓口へ相談に行くまでの踏ん切りがつかない人が多いようである。このような人たちを調停などの手続に導けるような良い方策はないか検討しているところである。

○ 仮に，私が相談が必要な立場であったとしたら，無料の市町村の相談窓口を利用すると思う。市町村の相談員への相談を端緒に専門の窓口へ誘導してもらい，例えば弁護士への相談窓口を紹介されるようなケースもあるようである。

○ 山形県弁護士会でもイベント的に無料法律相談を行うこともあるし、資力要件はあるが法テラスの無料法律相談もある。これらの相談を受けて調停の申立てを行うケースもある。

○ 山形県弁護士会には調停類似の制度としてADR（示談あっせんセンター）の手續もあるが、利用件数は年間2件程度である。申立時に当事者双方に費用負担があり、示談成立時に更に費用がかかるということで、費用負担が利用件数が少ない原因の一つではないかと思う。

一方、震災の原発事故による損害賠償請求に関するADR（原子力損害賠償紛争解決センター）は、山形県弁護士会会員の有志による弁護団において700件以上の和解成立の実績があるが、こちらは震災特例法や法テラスの利用により費用負担が全くないことがこれだけの利用実績の一因となっているのではないかと思う。

○ 山形県社会保険労務士会においても、解雇や賃金などの労使間の紛争解決をあっせんするADR（社労士会労働紛争解決センター山形）を設置している。利用件数は、年間に1件か2件程度である。労働局や労働委員会などにも同様のあっせん手續があることから、この程度の利用件数にとどまっているものと考ええる。

○ そもそも民事事件が減少傾向にあることが、民事調停や各種ADRの利用件数の少なさの要因だと考える。

○ 調停委員の中には、裁判所がもっと積極的にPRをすべきであるという意見もある。

山形調停協会における広報活動としては、年に2回の無料調停相談会を行っている。相談会に訪れる人の中には、調停や訴訟は多額の費用がかかるのではないかと考えたり、弁護士がいないと手續ができないのではないかと考えている人が多いので、そのような疑問を解消する観点で裁判所が積極的にPRすると良いのではないか。

■ 山形簡易裁判所では、民事調停の広報活動として、管轄の市町村を訪問しての担当者への説明、警察学校を訪問しての説明、司法書士会との意見交換会、憲法週間の広報行事の際のPRなどを行っている。

今後は、労働局、労働基準監督署、県警察本部などへ拡大してPRを行うことを検討している。また、リーフレット等の資料の備置きを各庁に依頼しているところである。

- 県庁には県民相談窓口があるので、依頼があれば、出先機関も含めてリーフレットの備置きなどの協力は可能である。
- 山形県国際交流協会には外国人相談窓口を設けており、民事関係の相談であれば、相談者に法テラスを紹介することが多い。しかし、外国人にとっては言語の壁があり、実際に裁判所で手続を行うに至るまでは相当ハードルが高いようである。
- 山形大学では、裁判手続の概説的な講義の中で民事調停の話もしているもので、専攻している学生は民事調停という制度があることは知っていると思う。
- 山形大学では、毎年、学生による模擬裁判を公開しており、多くの市民が来場していると聞いている。あのような場で調停制度をPRするのも効果があると思う。
- 社会福祉協議会では、各市町村で無料法律相談を行っており、県社会福祉協議会が補助しているものだけでも年間32回行われており、延べ150人の相談者が訪れている。相談内容は様々であると思うが、この中で民事調停の説明なども行っていると思われる。
- 検察庁には、被害者支援員を配置して相談窓口を設けており、利用者に対して弁護士への相談をアドバイスするケースもあるようである。本日の模擬調停を見て、民事調停の利用を促すアドバイスも選択肢の一つとしてあるのではないかと感じた。
- ◎ 裁判所にはウェブサイトもあり、これを上手く活用する方法はないか。

■ アンケートの結果によれば、年齢層が若い人ほどインターネットの使用率が高く、高齢になるほどインターネットではなく実際に市町村や裁判所の窓口を訪れて解決策を模索しているようである。この点を参考にしながら広報していきたい。

○ 高齢者にとっては、ただリーフレットを配布するより、実際に話を聞くことの方が効果があると思う。

例えば、私の所属する消費者団体には県内でおよそ1万人の会員がいるが、毎年県大会が開催されており、その中で各種の講演も行っている。他の団体でも同じような形で総会や研修を実施していると思うので、このような機会に向いてPRすればよいのではないか。

本日の模擬調停も新鮮だったので、出前講義等で模擬調停を行うのも有効だと思う。

◎ 本日の皆様の御意見を踏まえて、今後、民事調停の広報活動を更に進めていきたい。

以 上